

■要求水準書【設計・建設編】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
4	9	第1章	第2節	1.	処理能力	閲覧資料No. 50「平成26年度運転管理業務委託 業務報告書」を確認したところ、焼却施設の1号炉、2号炉ともごみ投入量が定格処理能力に達していない日が散見され、特に2号炉は、2月、3月を除いて、60tを超過した日がほとんど見られませんでした。これは運転調整によるもののでしょうか、設備上の制限によるもののでしょうか、ご教示願います。	設備上の制限ではなく、搬入量に応じて処理量を調整しています。
5	10	第1章	第2節	7.	二酸化炭素排出量削減割合	第1回質疑No. 27にて、算出条件は閲覧資料No. 8, 48, 51を参照とのご回答を戴きましたが、閲覧資料No. 8「長寿命化計画」P56 改良工事前の数値をベースに算出することでよろしいでしょうか。（電力のCO2排出係数は0.000599から0.000555に修正します。）	ご理解のとおりです。
6	32	第1章	第15節	3. 4)	発生残材の処理	金属系廃材等の有価廃棄物の例をご教示願います。（電動機、制御盤は含まれるのでしょうか）	過去の実績では、電動機、ポンプ、ケーシング類等有価廃棄物となっています。
7	45	第3章	第5節	1. 3) (9)	材質	閲覧資料No. 16「焼却施設竣工図その4」の集じん装置図面では、ろ布の材質がテフアイヤフェルトとなっていますが、現状触媒フィルタを使用されている理由をご教示願います。	平成16年度のろ布交換及びケーシング部分補修時に、ダイオキシン類の安定的な除去を目的とし、各種方式を設備費、維持管理費、ダイオキシン類除去効率等で比較検討した結果、現在の触媒フィルタ使用ろ過式集じん器方式を採用しています。
8	48	第3章	第7節	1.	受変電設備	更新後の変圧器処分は、市殿財産物でもあることから、弊社所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	変圧器に限らず、本工事の実施に伴う処分は、要求水準書（設計・建設編）P32 3.4)に記載の発生残材の処分に従い、事業者が適切に処理してください。なお、工事時の市況により、有価廃棄物となるものについては、要求水準書（設計・建設編）P32 3.4)に記載のとおり、場内指定場所に集積する必要があります。
9	48	第3章	第7節	1.	受変電設備	閲覧資料に詳細の解る受変電設備メーカ図がありませんでした。現場にて図面を保有していることはありませんか。もし現場にあるようでしたらご開示願います。	現在閲覧に供している資料以外に、開示可能な資料はありません。
10	48	第3章	第7節	2.	動力設備	閲覧資料に詳細の解る動力制御盤メーカ図がありませんでした。現場にて図面を保有していることはありませんか。もし現場にあるようでしたらご開示願います。	現在閲覧に供している資料以外に、開示可能な資料はありません。
11	50	第3章	第8節	1.	中央監視装置	既存データロガーにごみ浸出水施設や粗大ごみ施設のフロー画面があり、取扱説明書には「表示のみ」と記載されております。完成図面に、ごみ浸出水設備やリサイクル設備の監視画面はありますが信号の入出力割付は存在しません。もし現在は取合いがあれば既存データロガーとの信号入力範囲をご教示願います。	現在は、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、資源ごみ処理施設との取り合いはありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	50	第3章	第8節	4.	計装機器	1号炉と2号炉の塩化水素濃度計のメーカーが異なっていますが、その理由をご教示願います。 (運営管理上、予備品の準備やメンテナンスでは、同一メーカーが好ましいため)	2号炉の塩化水素濃度計は平成22年度に更新しており、競争入札の結果、メーカーが異なっています。運営管理上、同一メーカーとすることは、事業者の提案にゆだねます。